

総務常任委員会会議録

令和3年2月17日

宮古市議会

宮古市議会定例会令和3年3月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(2月17日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	5
付託事件審査(4)	6
付託事件審査(5)	8
付託事件審査(6)	13
審査終了	22

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和3年2月17日（水曜日） 午前10時00分
場 所 宮古市議会議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第19号 宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第20号 宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第21号 宮古市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例
- (4) 議案第22号 宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金条例
- (5) 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- (6) 議案第29号 宮古市消防団条例の一部を改正する条例

出席委員（6名）

松 本 尚 美 委員長	木 村 誠 副委員長
西 村 昭 二 委 員	竹 花 邦 彦 委 員
田 中 尚 委 員	工 藤 小 百 合 委 員

欠席議員（1名）

鳥 居 晋 委 員

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)

総 務 部 長 中 嶋 巧 君	総 務 課 長 若 江 清 隆 君
副 主 幹 兼 渡 邊 伸 也 君 職 員 係 係 長	

(2)

企 画 部 長 菊 池 廣 君	企 画 課 長 兼 公 共 多 田 康 君 交 通 推 進 課 長
地 域 創 生 推 進 中 居 裕 美 君 室 長	

(2)～(5)

企 画 部 長 菊 池 廣 君	企 画 課 長 兼 公 共 多 田 康 君 交 通 推 進 課 長
企 画 課 佐々木 信 吾 君 主 査	

(6)

危 機 管 理 監 芳 賀 直 樹 君	消 防 対 策 課 長 三 浦 正 成 君
---------------------	-----------------------

議会事務局出席者

事 務 局 長 下 島 野 悟	主 任 佐々木 健太
議 会 庶 務 事 務 員 野 崎 史 穂 子	

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は6名であります。定足数に達しておりますので、これから総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査6件、説明事項2件、協議事項1件となりますのでよろしくお願いします。

○

付託事件審査（1）議案第19号 宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは、本委員会に付託された事件の審査を行います。なお議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので省略をいたします。

議案第19号 宮古市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければこれで質疑を終わります。

これから議案第19号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第19号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第19号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行います。

〔説明員の入替え〕

○

付託事件審査（2）議案第20号 宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第20号 宮古市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑のある方は挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） このようないわば組織といいますか、条例を設けて、なおかつ今回はその組織のあり方に関する改正案ということで提案をいただいております。理由は簡単に言いますと副会長を置く、という内容でありますけれども、問題はこの空き家の適正管理という部分で、現時点でこういう組織の改正に踏み出さざるを得なかったようなやっぱり事情はですね、どのように受け止めたらいいのかということについてご説明をいただければと思っています。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） それでは私のほうからお話したいと思います。まず経過でございますけれども、市においてこの協議会を設置する根拠としては、空家特措法の制定がございます。法律のほうで空家のほうのあり方についてを規定をして、そのことについては市町村でしっかり自治体で取り組む。市長が先頭になって取

り組むというのが法律の趣旨だというふうに考えてございます。そしてこれまでの取組としてはその特定空家の認定等についてこの協議会を活用して何年か取り組んでまいったところでございます。ただ昨今皆様とのやりとり、それから市民からのニーズを踏まえますと、特定空家の認定だけにとどまらず、この協議会を使ってですね、実働部隊として動かしていく必要があるのだというのが現在のニーズだというふうに考えてございます。ですので、今回その組織を強化いたしまして、単なるその特定空家の認定機関だけではなくて、実行部隊として機能を強化していきたいというのが、今回提案の趣旨でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） ただいまのご説明ですと、一つには国のほうの法改正を受けた形で全国のこういう空家を抱える自治体のいわば一つの大切な仕事になっているという、なおかつ市長を先頭にというふうな説明もいただきました。そういった部分からしますと、今宮古市はどういう取組になっているかといいますと、地域おこし協力隊のメンバーの中のお1人がこの空家対策を、いわば専門的に地方創生に結びつく大事な視点ですね、取り組んでいると私は認識をてるんですけども、そういったことも含めて、一方においては市長先頭にした行政組織のあり方として、地域おこし協力隊の隊員も活用していると。加えて今回はこの組織のですね、やっぱり組織はそのままですけども副会長を置くことによって、より実効的に効果が期待できるというふうな意味に理解しなければならないのかなと思って聞いているんですが、そういうことでしょうか。

なおかつ、それとあわせて、宮古市のいわば特定空家。これは国の基準に基づいて、ある意味決まる要件だなと私は思っております。これは文字どおり市長部局のほうの判断で特定空家に認定できると。そうしますと、我々のところの所管になるのかなと思って聞いているんですが、現在空家となったときに、以前にも議論した記憶あるんですが、現状がどうなって、この間協議会の中でどういう議論がなされて、今後どういう見通しなのかということもですね、あわせてご説明があるといいなと思って聞いているんですが、その辺はざっくりとした説明でもいいんですが、もしございましたらご説明お願いしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） それでは後段の部分からお話をしたいと思います。まず空家対策の概要でございますけども、平成27年に空き家の実態調査をして、それから空き家を減らす、利活用を進めるという観点で進めてまいりました。一つは空き家バンクを制定したり、それからおっしゃったように特定空家を認定して、適切に処理をしていくというような観点でやってきたところでございます。空き家バンク成約件数は徐々にふえているというところ、それから特定空家に認定して代執行した費用についても回収が進んでいること。それなりの効果は上がっているものと考えてございます。ただ発生する空家に対して対策をして処理対応出来ている件数としてはまだまだ足りないものと考えてございますので、今議会にも提案させていただきたいと思っておりますけれども、例えば解体の補助であるとかリフォームの補助であるとか、そういうものを拡充して利活用をどんどん進めていかなければならないというような観点に立ってございます。その一環としてその地域おこし協力隊の採用であるとか、そういうものを通じて施策を進めてまいりたいというのが現在の考え方でございます。そしてこれまでは先ほど申し上げたとおり特定空家の認定が主にこの協議会の主たる任務というようなところもございましたけども、現在においては様々な施策それから実働部隊として協議会を活用していきたいと考えてございますので、実働ある部隊として組織を編成し直していきたいというのが今回の提案の趣旨でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 効果につきましては、まだ満足できる状況ではないという認識のもとに、空家対策を効果的に進めるためのひとつ前向きな提案だというふうな答弁だったと私は理解いたしました。なおかつ、その具体的な数字につきましては、事務事業評価等について私たちは資料としていただいているという認識ありますので、そこは繰り返しません、いずれそういったことでただいまの答弁をもって、了としたいと思います。終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第20号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第20号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第20号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（3）議案第21号 宮古市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第21号 宮古市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑のある方、挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今回基金を廃止するという、簡単に言いますとそういう中身の提案をいただいておりますけれども、参考までにね、説明があるのかなと思っていたんですが、現時点で廃止に当たってのこの基金の残高、説明いただけたかな、本会議で…。全協で説明出ていますよね。そうしますと、復興事業です。つまり、東日本大震災から各種の復興に向けたですね。事業が取り組まれてきたというふうに思っております。大きくはインフラ整備とあとはソフト整備。なおかつ、ソフトの部分からいきますと今問題になっておりますのは、被災者の皆さん方の心のケアと、ということが非常に市長のほうの認識の中にもあるようでありますし、なおかつ住まいとそれから命というお話も言われているところであります。そういった部分からしますと、今回、基金をこの時点で廃止するという点に関してはあくまでも自治体の判断でやると。あるいは国のほうからの指導も含めてもう10年だからという、その辺のこの背景はどのように理解したらいいのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 過日の全協でもご説明をしたところでございますけど、改めてご説明を申し上げます。まず背景といたしましては、市が設置する基金の根拠となっているのが東日本大震災復興特別区域法いわゆる特区法というものでございます。この特区法の法律の78条という部分で市町村の復興交付金基金を定めてございますので、その条文が今度削除されることとなってございます。ですから、国レベルで削除をして、それに伴いまして自治体で持っている基金をそれぞれ廃止するという手続に、それぞれの自治体がこの春に動いていくということになります。ですから、それに伴いまして宮古市が設置している基金を廃止しよ

うというのが今回の趣旨でございます。それからご指摘ございました心のケア等のソフト事業につきましては、この基金によらず、単年度でいただいている交付金でございますので、そちらのほうでコミュニティ支援だとか、心の復興だとか、そういうものは引き続き継続して実施していく予定となっております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私の認識は東日本大震災で宮古市のまちづくりの形に関わる部分では、県の事業でありますけれども、やっぱりいまだに政策的な一つの検証点として、閉伊川河口部の水門事業ですね。これが依然として尾を引いているのかなと。先頃も県による説明会があったように新聞報道で拝見させていただいておりますけれども、これから5年かかるという簡単な説明でありますけれども、以前に私が一般質問でも紹介したようにですね、実は事業主体であります県は、これから閉伊川の南部になりますかね。藤原地区の地質調査は行っていないと、いうふうに伺っております。つまり事業化する段階でこれから地質調査に入っていくと。いうふうな流れって理解しているんですが、そもそもこの事業費の超過の最大の要因はですね事業の組立てに必要な地質調査ですよ、これは土の中ですから、ましてや水が張ってますので見えにくい部分で、そこは非常にアバウトな形で入ったところ、天下の鹿島が苦勞するようなですね。とんでもないやっぱりその障がい物に出会ってしまったということから、普通の公共事業では考えられないようなですね。事業の膨らみになって、なおかつ東日本大震災から10年迎えてもさらに5年かかると。これは、私に言わせると保障がないと思っております。それはなぜかといいますと、今回爆弾低気圧が通ったようにですね、災害。幸い宮古は大きな被害はないように私は認識しているわけでありまして、これ毎年繰り返すんですよ。今のままですと、これがどういうふうな形でどういう頻度で来るかによってはですね、果たして当時の閉伊川水門の選択の最大の理由の一つやっぱり工期が短くて済むと。事業費も安いと。ここからスタートしてね。今まで10年たってもこの状況っていうのは、これ県の事業ですけども非常に私は遺憾だなと思っておりますので、背景にはそういう宮古市の場合には、直接この復興交付金の事業に絡むものでありませんが、東日本大震災ということに関して言いますと、一応区切りの年を迎えているということではありますけれども、果たしてハードで防災ということ考えたときにですね、やっぱり堤防かさ上げが正解だったんじゃないのかな、という思いを改めて意見として述べさせていただいて、この件については私もやむを得ないものと考えます。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑ございませんか。

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。

これから議案第21号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第21号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第21号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（４）議案第22号 宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第22号 宮古市まち・ひと・しごと創生推進基金条例を議題といたします。

質疑のある方、挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） おはようございます。よろしくお願ひ申し上げます。最初に私がお伺ひをしたいのは、その基金を設置をして、まち・ひと・しごと創生に係る事業を執行していくのだとこういう理由になっているわけですが、そもそも基金を設置して、そうして事業執行すると。ここのですね、理由は何なのか。つまり、一般会計で予算を計上して事業執行をしていくと。そうじゃなくて今回は基金を積立ててその基金中から出していく。そもそも一般会計で予算を計上して執行していくのが、何か不都合なのがあるのか、どうなのかという、そもそもそういう疑問がありますので、わざわざ基金を設置して、事業執行する。ここはどういうお考えで基金を設置するのかというところをまずお伺ひをしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） お考え、様々あるかと思いますが、これまでの経過を簡単にご説明させていただきます。地方創生の制度出来まして企業版ふるさと納税制度というのが出来たところでございます。本市においても企業版ふるさと納税を募集しながら、地域再生計画を整え募集をしてきたところでございますが、これまでの実績としましては、平成30年度だったと思っておりますが、10万円ほどいただいた経過がございます。ただその10万円の寄附金というのは単年度で消化する事業に対しての寄附金でございましたので、当時は基金設置の必要性もなく、歳入予算に取り込んで事業を執行してきたという経過がございます。今後、これから企業版ふるさと納税をどんどん拡大していこうという考えを持ってございますし、あと先日の新聞報道にもなったところでございますが、信金中央金庫さんから1,000万円ほどの寄附金をいただいたところでございまして、その支出については単年度ではなくて、複数年度で消化していくという必要性が生じたことから、若干遅きに失した部分でございますけれども、今回基金を設置いたしまして、企業版ふるさと納税を募集しながら必要な事業に充ててまいりたいというのが今回の背景でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） なるほど。そうすると、そういった企業版ふるさと納税等で寄附をいただいた方々の寄附金を基金として積み立てる趣旨だと。単純に言えばそういうものだと。そのいただいた基金を積立てしながら単年度ではなくて、いわば計画に沿って必要な場合はそこから基金から充当して事業を執行していく、という趣旨ですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） おっしゃるとおりだと思います。

○委員長（松本尚美君） あと質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第22号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第22号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第22号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（５）議案第31号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 次に議案第31号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

企画部長より補足資料の配付の申出がありましたので、これを許可し、お手元に配付しております。

質疑のある方、挙手願います。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） おはようございます。ちょっと私から何点かお聞きしたかったんですけども、今回指定管理者ですか。どういった形で決定されたかちょっと教えてください。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 宮古市地域創生センター、新規の施設でございますので条例等を整備しながら、仕様を固めまして、公募により事業者を募集してございます。公募いたしまして事業者説明会を行いました。事業者説明会には複数の方がいらっしゃいました。説明を受けた後、応募受け付けて庁内の審査委員会において、候補者を決定してきたというような経過でございます。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） はい、わかりました。ちなみに何団体、公募されて、決定されたかっていうか数のほうは、どうなってますか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 説明会開催しましたところ3事業者が説明会においてをいただいたとございませう。そのうち実際に応募があった事業者としては1者ということになります。その1者に対して審査を行いまして、合格点に達したところから候補者として決定をして、ご提案申し上げているとございませう。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） はい、わかりました。それでさっきほどいただいた参考資料の2ページ目の下のほうの1番下の指定管理料。予定額として年間4,230万円が載ってますけれども、この金額の算定根拠っていうのはどういった形になってますか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 先ほど応募をした際にその仕様を決めたというお話を申し上げましたけども、仕様書に基づきまして人件費であるとか物件費を算定いたしてございます。以前委員会でもご議論いただいたところではございましたが、もともと警察署の建物でございます。警察署の建物を改修して、今回新しく創生センターということになります。そして、まだ運営実績がないものですから、ランニングコストについてはある程度、機器の仕様からはじいてございませうけれども、大体の物件費の見込みというのを出しながら仕様で予定額を決めてお示しをした。応募された事業者については、人件費の見込み、物件費の見込みを検証されて価格提案をいただいたというような経過でございます。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） ちなみに人件費ってことだったんですけども、何人ぐらいその常時事務員っていうのか、計算しているんですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 当方で算定しました人的根拠としては、7名の職員ということで公募してございます。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） わかりました。ちょっと考えていたよりも金額がずっと高かったものですから、ちょっとお聞きいたしました。ちなみに今現在図書館の隣と線路沿いの体育館と、あとちょっと正式名称わかんないんですけど昔働く婦人の家だった西町の。あちらの指定管理料を合わせると今現在幾らなってますか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 宮町の勤労青少年ホームのほうの維持費、年間見ますと約2,000万円ほどでございます。それからあとは田の神の男女共生推進センターのほうの維持費等を見ても、同じく大体2,000万円ほどでございます。合わせて4,000万円ほどとなっております。

○委員長（松本尚美君） 木村委員。

○委員（木村 誠君） わかりました。大体同じくらい、ってことですね。了解いたしました。以上です。

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 一応確認の意味でお伺いをいたします。今の木村委員のほうからも指定管理料の関係で質問がありましたが、一応この指定管理予定額4,230万円という年間の金額ですが、これは三陸NPOが示した金額だというふうに私は受け止めているわけですが、そういう認識でいいかどうかお伺いをいたします。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） こちらの仕様書、設計書の額でいきますと4,300万円ほどではじいてございました。それで予算を議決いただいて、公募した。その結果、現在の応募者の見積り額は4,230万円であったということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 了解いたしました。今課長のほうから私も改めて市の予定価格を幾らだったのかとお聞きをしたいと思います。今、説明ありましたので。市のほうの予定価格4,300万円と、それに対して、NPOのほうから提示された金額が4,230万円だとかいう理解をいたします。そこで先ほど新たな創生センターの職員体制については7名というお話がありました。今の勤労青少年ホームにおける体制はこれより少ないではないかなど。青少年ホームは何人なんでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 勤労青少年ホームの職員体制としては4名と聞いてございます。常勤3名、プラス非常勤1名と聞いてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） この3月で勤労青少年ホームが閉じることになると。その後の雇用の問題がどうなるんだろうという一方ではですね、そういう心配もあったわけですが、引き続き、今度の創生センター等の指定管理を受けることによって、今の三陸NPOの職員については継続雇用されるんだろうと思いますが、そこら辺の確認は市のほうでは行っていますか。どうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 指定管理者の応募の書類に従事者の名簿というのをつけていただいております。

それを見る限り現在の従事者については、引き続き雇用される見込みというふうに我々も踏んでございまして、ただ空欄になってございまして、新規の募集の欄はまだ空欄になってございますので、そこはちょっとご容赦いただきたいんですが、雇用は継続されるものというふうに我々は捉えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後になります。従来の勤労青少年ホームに比べると今度の創生センター規模的にもかなり大きくなる。そういう意味では、指定管理に当たってですね、市のほうで、そういう規模的なもの等々含めて、指定管理者に職員の中にこういった資格者が必要なものがあるよという、そこら辺の条件といたしますか、そういったものはあるんでしょうか。どうなんでしょう。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 警察署の建物を改修してございまして、津波を受けたこともございまして、ボイラー設備であるとか、ああいうものは既に廃止をしているところでございますので、特に特別な資格を持って当たるとい業務はないものと思っております。ただその面積の建物になりますので防火管理者であるとか、施設の責任者であるとか、そういうものは規定どおり定めていただく予定でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 非常に心配をされるのは津波等々における、非常時におけるです対応等が当然指定管理者にも今度は求められてくるんだろうと思います。防潮堤が出来たにしても、それを超えて津波が来ることも場所的には考えられる。こういったところの津波に対する避難誘導等々に対する指定管理者への、行政が当然それは計画の策定なり、そういった避難誘導等については、しっかりと指定管理の際の公募条件等々含めてですね、仕様書の中に入ってるんだろうと思いますがこの辺はどうですか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画部長。

○企画課長（多田 康君） ご指摘のとおり特記仕様書にも定めているところでございます。場所からそれから必要な避難対策、それから訓練等については実施することというふうに定めてございまして、応募ございました事業計画の中にも含まれてございましたので、候補者として選定したところでございます。

○委員長（松本尚美君） よろしいですか。私からちょっと1点。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） ちょっと確認なんですけれども、この特定非営利活動法人三陸NPO支援センター。支援センターになってますね。今廃止になりますけれども、青少年ホームですか。体育センターを含めてですね。ここを指定管理する際にですねちょっとこう、どうだったのかなあというのでちょっとやりとりした経緯があるのですね。この三陸NPO支援センターそのものですね、業務。要するに、事業の内容ですね。これが青少年ホームだけのですね、管理に資するものなのか。他の事業をやっているですね、そしてその他の事業に対する事務であるとか、そういった業務をそこのセンターでもって、やるのかどうかというのもちょっと議論した経緯もあるんですよ。だとすると、このNPO支援センターの主たる事業所在地といたしますかね、そこが一体どこになるんだろうっていうのも。要するに家賃がただで、管理費をいただいて、その指定管理以外の業務も行う、ということが果たしていいのか、悪いのかということもやりとりした経緯があるんです。三陸NPO支援センターさんは、今現状ですね、現状今度廃止になりますけれども、こういった事業をやっておられますか。そのウエイトの問題もあるわけですね。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 平成13年ごろの法人発足というふう聞いてございまして、名称でおわかりのとおり支援センターという名前がついてございます。以前は磯鷄地区に事務所を置いて、いわゆる中間組織みたいなNPOのサポートをするというようなことも主にやっていたような私も記憶がございまして。指定管理制度が出来て勤労青少年ホームの管理者として応募されて現在に至っていると聞いてございまして、定款上はNPOの中間支援というのも業務の中に入っているものというふうと考えてございます。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） とするとですね、この人員配置の問題もあるんですけども、以前にもちょっとやりとりしましたけれども、そういった指定管理受けている以外のですね、事業に対しての職員がいる、要するに1日のウエイトの問題ですね。だとするとどうなのかな、というのもあったんです。要はパソコンを持ち込めばさえ、ほかの業務ができるということですよ。だからそこがちょっとメリハリがね、一体どうなんだろうな。ということもあったんですね。だから、例えばNPO支援センターさんが今回ですね、創生センターオンリーの管理業務をやるのかどうか、もっと別に拠点があつてですね、その他の事業に関してはそこでやるとかですね。そういった部分を確認はとれているんでしょうか。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） ただ我々今度指定管理で出そうというものでございまして、指定管理の業務範囲というのはあらかじめ決めて、その業務をあの場所で履行していただくというのが本旨でございまして。ですから、我々の指定管理料をもってほかの業務がそこで発生するものは基本的にはない、というふうと考えてございまして、自主事業をどこで本来業務をやるのかというのは、我々は関知してないところです。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） はい、わかりました。基本的に理解はその理解でいいんだろうなというふうに思うんですが、実際にですね、やはりパソコンを持ち込めばさえですね。これはほかの業務をね、当然できるということになりますから、これは当然、指定管理のですね、範囲の以外のことですから、ここはチェックしていただく必要があるんじゃないのかなというふうに思われますので。いいですか。

○副委員長（木村 誠君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） おっしゃるとおりだと思います。業務の管理上気をつけて当たりたいと思っております。

〔松本委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 質疑ほかにはございまして。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今までの委員のみなさんの質問を聞いて、指定管理として三陸NPO支援センターが決定したということはそれはそれでよろしいんですが、いつも思うんですけども、この指定管理者調書はいただくんですけども、この審査点をどういう形で、ただこの部分は何点とか100点満点の何点だとか、そんな評価があると、どういう部分でこの指定管理するときこのNPO法人のこの部分を大変評価したとか、そういう部分があるのかどう見えないんですかね。ただ文章だけだと。ただ評価っていう文書だけいただいているだけだと。選定理由だとそういうのだと、本当に例えば10点満点の8点とか9点で高評価をえて、こういう形の中で、NPO法人として指定管理者に適正だというこの判断をしたのか、そこが見えない。説明だけであればどういうふうでも説明できると思うんですけども、業者が選定したこの評価基準の中で、この業者のここはちょっと点数が低いけどこういう部分を改善すればもっとよくなるんじゃないかと、こういう部分はもう

少し力を入れてやってもらいたいという部分もかなりあると思うんです、私個人的には。だから、そういう部分が見えてこないのもう少し調書の結果の出し方も少し丁寧な出し方をしていただきたいと思うんですよ。ただ点数が100点満点の69点だから、基準の点数よりは高評価でクリアしてるからここに決めたという、そういう部分ではなくて、そういうとこをちゃんと説明していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長、今ありますか。手元に。

○企画課長（多田 康君） 配点表などはございます。

○委員長（松本尚美君） それは、出せますか。以前にも確かに項目別の評価点と申しますかね、それらを提出していただいた経緯が過去にはあると思います。今工藤委員は、今回これをつけていただければよりよかつたのではないかということの提言なのか、意見なのか。いいですか。多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 多分我々のほうで、定型文でお出しをして、慣例でお出しをしているのでよく伝わらなかったかなというところは、ちょっとお詫びを申し上げたいと思います。それから我々がちゃんと選定理由のところ、もっと具体的にここを評価したんだよってというのがもっと表現できればよかつたなと思って、今聞いてございました。それでちょっと私今持っている採点表大分落書きがあるので、後ほどちょっと総務課と相談してそれは対応させていただきたいと思います。概要だけちょっと口頭で申し上げたいと思います。8項目ぐらいにわたって評価をしてございまして、例えば、利用者の平等利用が図られるかどうかとか、それから事業計画が妥当かどうかとか、あとは費用の節減の工夫が見られるかどうかとか、それからあとは法人の事業実績が十分かどうかみたいな評価項目がございまして、それに対して配点を委員がしているところでございます。この法人につきましては押しなべて評価が高かつたところについては、類似施設の管理運営実績というところの評価が高かつたかなと思います。ですから、現在の勤労青少年ホームの事業実績ですとか、講座の内容等、その辺が高く評価されたのではないかと見てございます。一方どちらかといえばその評価が伸び悩んだところについては効果的効率的な管理上の創意工夫が図られているかということについては、押しなべて点数が標準レベルだったと思います。そこは新しい施設でございまして、そのさっき申し上げた物件費の節減がどこまで図られるかというのは、多分不透明なところがあつたんだろうと思ってございます。ですので、思い切ったその経費節減の値段が書けなかつたんだろうなというふうにし少し同情というか、気の毒だつたなと思ってございますが、現在の運営状況、運営実績等は正当に評価されたものと思ってございますので、100点満点中67.9という点数ではございますけれども、十分な合格に値する点数というふうに我々は捉えてございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今の課長の説明は、まあわかります。理解いたしますけれども、ただ私が言いたいのは、ちょっとこの説明の資料だけでは不透明ではないかなと。委員会に提出するのに今補助的に課長が説明したような内容もちゃんと、これに加えて説明していただければ、要らない質問することもなかつたのではないかなと思いますし、今最後のおっしゃった審査点、この点数以上でクリアしてるっていう、この点数がクリアの何点というのがわからないじゃないですか。例えば100点満点の例えば60点を超えていれば、クリアしてるってことで、指定管理者として合格だつて合格点を出すっていうのであれば、それはそれでよろしいですけども、そういう合格点の範囲もはっきり示されてないじゃないですか。事業によって違うかもわからないですけども、だからその辺をもう少しご説明して下さるのであれば、はっきりして、形で説明していただければ、こういう形でも出てくるかもわからないんですが、同じような質問を繰り返してね、しなくてもいいような形の中

で、ちゃんと資料を提出していただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長（多田 康君） 大変失礼しました。あの資料の出し方についてはちょっと持ち帰らせていただいたと思います。

〔工藤委員「以上です」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わります。

これから議案第31号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第31号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第31号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（6） 議案第29号 宮古市消防団条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第29号 宮古市消防団条例の一部を改正する条例を議題といたしたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 消防団条例の一部を改正する条例でございます。本会議では、改正理由につきましては、一つは団員の定数の見直しを行うものと、二つ目には、消防団員確保等に向けての報酬、費用弁償の改定をするものだと説明がありました。そこで最初に定員の見直しについてお伺いいたしますが、1,590人から1,200人に定数を減らす。これは当然1,200人というのは、現状に近い分団員数の状況にしようというものだと思うんですが、つまり、1,590人の定数を設けているんだけども、今の状況ではなかなかこの定数にすることは困難だよと。したがって、この際、現状の状況を踏まえて定数を減らしてしまおうということだと理解していいですか。それとも何か定数を減らすことについての背景等々含めて、例えば国等々からそういった指導もあってそういう見直しをするということなのか。改めてちょっと定数の見直しについての考え方をお聞きしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） お答えいたします。現在の定数の根拠となっておりますのは、市町村合併時に旧市町村の組織体制で算定されたものとなっております。このために、現在の実情にそぐわなくなっているところがございます。これからの消防団活動は、住民の避難誘導等に関する業務や住民等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務など、住民数に応じた団員を確保する必要があります。これが消防力の整備指針で定められているものでございます。現在の定員の実情にそぐわない点を見ていきますと、例えば、世帯数

146世帯に48人の定員がごさいます。そのほかには世帯数56世帯に30人の定員とか、世帯数391世帯に59人、非常に多くの定員となっているところがございます。これに比して、例えば分団管内の世帯数が多いのに、定員が少ない分団がございます。世帯数3,408世帯に対して、先ほどより少ない28人であるとか、1,317世帯に対して25人の定員であるとか、というところが見られて実情にそぐわなくなってきたので、見直しましょうということで新たに統一した基準でもって定員を見直すものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちなみに現在の消防団員数は1,100何人だったかなと思いますが、改めて現在の団員数は何人になっていますか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 最新で令和3年2月1日現在1,113人でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 先ほど三浦課長のほうから、一つは実情にそぐわない実態があります。今の1,590人の定数は合併時の定数をきってきた。一方で住民数に応じた消防力の確保をする必要がある。つまり当然宮古市の人口も減ってきておりますから、三浦課長のことばをかりれば当然人口が減れば、それなりに消防団員の消防力についても定数等が少なくてもいいのではないかと、そういうことなんだろうと。これは基本的に人口に対してどのぐらいの消防団員数が必要だ、そういった基準的なものは国から示されている、あるいはそういった基本的考え方があるというふうに理解もしたのですが、そういうことだとすれば、そういったものがあるとしたら、お示しをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 国の基準でございまして、標準団体というのがございまして、人口10万人に対して、団員が583人ということになっています。宮古市の場合は、その人口基準でいきますと、453人が標準団員数ということになっていますが、この倍以上の団員に入っている状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 10万人当たりの人口規模に対して583人。約5万人とすれば、課長のほうからは、宮古市の場合は標準453人ということですから、大体ちょっとそれより多いということですから、1,200人という部分については理解をいたします。いずれにしても現在は1,113人ということですから、定数を超えるような本当はね、そういった状況があれば一番望ましいいいわけですけども、引き続き努力をお願いしたい。

次に報酬の関係です。実は先般、総務省の消防庁のほうでは消防団員が減少していると。その団員を確保するためには、報酬等の引上げを検討していますよという、報道記事が載りました。新聞報道では夏ごろまでに有識者で検討するという中身のものでしたが、今回の宮古市のこの分団員の報酬としては、国の動きと関連をするものなのか。それと全く別のものなのか。ここはどういうふうに捉えたらいいのでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 国と関連すると言いたいところなんですけど、全く別物でございます。国の想定はですね。先ほどの人口10万人規模の標準団体で出勤回数3,409回を見込んでおります。実際宮古市はどうかと申しますと、令和元年度1万3,216回の出勤となっています。大体4倍以上の出勤となっているわけです。これに対して国のほうは1回の出勤7,000円を措置していますけれども、宮古市に入る予算はそれよりも少ない。それを多くの出勤回数で割ることになりますので、どうしても費用弁償、出勤手当は少なくなっ

まうと。いうこととなります。この傾向は県内の市町村と同様でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 国の見直しの動きとはまたこれは別ですよ。いわば市独自に上げが必要だというふうに判断をしたものと理解しました。とすれば、今後、国が消防団の報酬等の上げをすべきだという状況になった場合についてですね、市とすればどの程度上げなるかという問題はあろうと思いますが、改めて、報酬等の上げの検討が必要になるかもしれない。こういう認識で受け止めていいわけですか。そこら辺はどう考えてますか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 先般ですね、出動手当の実態調査がございまして、先ほど申し上げたような内容を国のほうに報告してございます。これを受けまして国のほうがどのように措置を講じてくれるかということ、これから見定めて対応していきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 何とも言えないということなんだろうと。そこで具体的にお伺いをいたします。今回の報酬、それから費用弁償等々の上げの案。これに要する所要額の総額は幾らになりますか。できれば報酬分幾ら、費用弁償幾らという形で、今回の改正に伴ってどのぐらいの金額になるのか。ここがちょっと、我々とするばわからないものですから、今度の改定案でいけばどのぐらいの額が必要な額になるのかというあたりをお示しいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 見直しの差額でございますが、報酬に関してはプラス234万1,000円を見込んでおります。出動手当に関しては、今まで、予算規模で1万8,000回を想定しておりましたが、来年度は1万4,500回を想定いたします。差額にしますと700万円ぐらいということとなろうかと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、1,000万円弱の増と認識をいたしました。財源については当然、先ほどの総務省の動きと関係はないということですから、全くこれは市単独分だということの理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 財源につきましては、定員を改正することによりまして、390人分の消防団員公務災害補償等業務に係る負担金、これを削減することが出来ます。令和2年度で申し上げますと団員1人当たり約2万1,205円となりますので、390人分で827万円ほどの金額を削減することが出来ますので、これを上げに活用したいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） いずれにしてもこの負担金の削減分を報酬等の上げに充てたい。それでも大体100数十万は負担がふえるという形になるわけですね。さっきの試算でいくと。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 予算規模では若干マイナスですけども、決算レベルではプラスになろうかと考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると、いずれにしてもこれは例えば国等から来る補助金あるいは交付金等ではな

くて、純然たる市の支出だという理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 今回の条例改正は1年ほど前からと検討してまいりました。宮古市消防団、日々活動していただいています。それに対してどう我々報酬の見直しっていうのを全然してこなかったということは、非常に消防団に申し訳ないと思っています。県内の各市町村の報酬のほうは、ある程度上がってきてまして、それと比較したときに、県内で低いレベルの報酬しか我々は消防団に支払ってなかったということがわかりました。やっぱここは市として独自に消防団各団員に対しての報酬とか費用を上げて、県内の平均並みにはするべきだろうと。しかも宮古市は広い面積を持っていたり、津波にも水害にもいろんな災害に消防団に出ていると、余りにも今のレベルは低過ぎるということで、ある程度市の財政がかかっても、負担して消防団の処遇改善を図りたいなというふうに思ったところです。あと先ほど800万円分の補償が定員で計算されているということから、明らかに人口減で消防団員の増が見込めない中で、理想の数字の定員で補償額を払っていくっていうのも現実的ではないなということで、それはやっぱり合わせなければいけないだろうなと思って現実に合わせるような形も追求していました。本当に消防対策課あと消防団の幹部の方と1年間、話をして、これぐらいの額でいけたらどうなのかっていうことで、今回、ご提案させていただきます。よろしくをお願いします。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そこでですね、この報酬の第13条。改正前、改正後と比較すると、額そして引上げの率、大変ばらばらでなんでこういう引上げになっているのかというところがよくわかりませんでした。例えば、団長については、2万5,000円の引上げ。率でいくと、17.8%。約18%近い率になる。一方で団員のほうでいくと1,000円の引上げ。率でいくと4.2%ぐらいだったかなと思います。それぞれの団長以下、役職というか階級というかそういうところについて引上げ額、引上げ率、からいっても同じというものではないと理解しました。そういう意味で、この具体的に団長から副団長とありますけれども、こういう引上げ額になったのは、さっき県内の状況というお話がありましたが、どういった基準考え方で今度の引上げ額になっているのかですね。ちょっとそこら辺のご説明をいただきたいなと思います。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 報酬の引上げ額につきましては、県内の市部、市の平均を参考にさせていただきました。それでもって部長以上の幹部については、1万円以上のアップを目指したものでございます。それから団員と班長につきましては、県内の市の平均を既に超えているものですから、こちらのほうは若干のアップにとどめて処遇の改善をアピールできる金額とするということにしました。ここの班長、団員を大幅にアップしますと、人数的に992人ですので掛ける金額ということになると、これを例えば1万円アップするとなるとまた予算的に厳しいのかなということです。その代わりに、出動手当のほうを400円増額してございます。出勤回数が多い班長や団員はたくさん出勤していただければ、トータル的な収入が多くなるという計算でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今の課長の話ですと団長から部長については、県内の市におけるところの状況を比較しながら、そこに合わせて改定見直しをしたと。班長、団員については、既に今の段階で他市に比べると高い水準にあるのだと。そういった意味からすると引上げを小さくしました、こういう説明だったと思います。改

めてお伺いしますが、そうする今回の報酬の引上げというのは団員の確保という大きな目標というよりは、むしろ県内の消防団員の水準に合わせて引上げをするのだと。こういうところが大きな目的だよっていうふうに、今説明を聞いていてそういうことなのかなと思いましたが、そういう理解でよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 前回報酬を上げたのは市町村合併時のときになります。その頃から比べると団員は減少を続けている状況です。そのために幾らかでも、処遇の改善を図って消防団員を確保したいというのが狙いでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） だとすれば、確かに人数が1番多い団員のほうがね、逆に消防団員を確保するところを考えると、団員のほうの底上げをしたほうが、確保しやすいんじゃないかと、単純にそう思うわけですよ。ただそこを挙げると多少人数も多いですから、それなりの額が必要になるよと。いうことは、それは当然だろうという、ただやっぱり団員を少しでもふやしていこうとなればやっぱり団員のところの底上げをもう少し厚くしながら、しっかり団員数がふえるような形にしていくということについては、そういう議論があったのかなという思いでお聞きをいたしました。そこで当然これに当たっては消防団との協議が多分なされたんだろうと思うんですね。こういうことをについてどうかと。消防団のほうの協議等々があったとすれば、消防団のほうからの意見というのは、どういう意見があったのか参考までにお聞かせをいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 消防団の意見については、特に反対意見等はございませんで、この案でよろしいということでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 今の議論を踏まえてちょっと確認なんですが、結局のところは、団員の待遇改善ということからいきますと、人数が多いからって議論になったわけですが、私の理解では地方交付税に、この消防費の費用については国が定めた単価も含めてちゃんと計上しているということが、今でもあると思ってるんです。なぜ私がそういうことを言うかというんですね。私が最初に議会に出たときに、宮古市の消防団長なさっている方が議員でした。当然いろんな意味で、サイドからの情報を知り得る方で、その方が質問したときの中身はですね、簡単に言うと、宮古市は儲けているんじゃないかと。交付税でこれだけ払っているのに実際に払われている金額がこうだ、という議論があったような記憶を今思い出したんですよ。そうしますと先ほど説明の中で示された金額でありますけども、国のほうは消防団員の費用についてはたしか7,000円という説明を聞いたような記憶があるんですが、7,000円プラスその法定数の団員で交付税措置していると私は理解しているんですが、まずその確認。その辺の理解はどのように理解したらいいのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 宮古市の場合、標準団員の2倍の人数が所属しているということで、この分に対する報酬の上乗せはもちろんございます。ですが、宮古市の場合8万6,000人程度に見てもらっているということなんです。ということは標準団体よりも少ない予算を多くの団員で分けなければならないということで、決して宮古市が得をしているわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） お願いいたします。今回、消防団の条例改正をするというのは、大賛成でございます

けれども、東日本大震災のとき消防団員の方々大変なご苦勞をなさいました。そのときに、費用弁償とかいろんな部分で、その当時少し金額が少しプラスになったと思うんですが、それはそれでその金額が多いか少ないかは別として、そういう経緯もありました。そして今、なぜこの時期にこういう条例で金額を上げるというのは他の市の状況を踏まえておっしゃいましたけれども、他の市はもっと何年も前にこういう状態で金額を上げているわけですよ。何で同じときに宮古は一緒に足並みをそろえて出来なかったのか。こういうことは消防団員にとって大事なことじゃないですか。人数が少ない中で、言葉はちょっと申し訳ないんですけども、安い金額ですごく身体的に精神的に大変な思いをなさって、市民の安全のために一生懸命働いている消防団員の方々に対して、私はすごい失礼なことだと思うんですよ。今回このように条例が改正になって出てくることは、すばらしいことだと思いますけれども、宮古市はもう少し他市はこういう条例を出して上げましたというときには、足並みそろえてそのときに一緒にやるのが当たり前じゃないかなと思うんですよ。どうして今の段階でこういう条例が出てきたんですかねなぜ遅れたんですか。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 本来ならば市町村合併のときに改正すべきであったことだろうと思います。ただ、いきなり改正して災害対応がおろそかになってはならないということが当時の判断だったようです。それで、旧川井村との合併の翌年にやろうとしたようなんですけども、翌年に東日本大震災が発災してしまった。その後も台風10号であるとか東日本台風であるとか、そういった災害に見舞われましたので、条例改正には手をつけられる状態じゃなかったと。災害対応が落ちついた今改めて定員を見直しましょうということとなったものでございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 今課長の説明ちょっと納得しがたいですね。やっぱり災害対応で消防団がどんなに大変な思いをしているかというのは皆さんご存じのとおりじゃないですか。そういった方々の日頃のご苦勞に報いるためにもやっぱり早い段階でこういうのはちゃんと整備していただく、整備していくというのが消防団にとってもやりがいがある。一生懸命頑張れる力にもなるんじゃないかなと思うんですよ。やっぱり遅れてきたなりの何か理由づけ、言い訳にそういうことを言われてもちょっと私納得出来ません。やっぱり今のことは今早くしないと今市内で何年後にやって、これが正当な理由ですと言われても何か私はちょっと納得出来ませんが。

○委員長（松本尚美君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 消防団員の実員数ですけれども急に現在の数になったわけではございません。徐々に徐々に減って現在の数となったものでございますので、あとはその見直しのタイミングがなかなかとれなかったというのが正直なところでございます。

○委員長（松本尚美君） 工藤委員。

○委員（工藤小百合君） 消防団員の不足は全国的な問題でありまして宮古だけの問題ではありません。盛岡まず県内の消防署に関しても多分、増員の部署は少なく減っているのが普通だと思っております。だから今の課長の説明だと、消防団員が減っているの、こういう金額の条例を出すのにちょっと考えるところがあったということなんですけども。そういうときこそ私はいち早く、こういう条例が早く、消防団員のために必要なものではないのかなと思っております。変な理由づけしないで今やるべきことを、今やらなければならないことは、ちゃんと先駆けてやらないと人数が多くなってからとか少なくなったとかそういう問題で片づけるんで

あれば消防団員の方々大変な思いをしてるのに、私たち市民として皆さんにお世話になるわけですからそのぐらいの対価を払って必要だと私は思っております。以上です。

○委員長（松本尚美君） いいですか。ほかに質疑ございますか。でなければ私のほうから。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 今やりとりを聞いている部分もあるんですけども、まず目的は何かっていうことです。先ほど竹花委員からもやりとりがありました。新規の団員数をふやしていきたいということであれば、やはりその予算の額の問題があるにしてもですね、やっぱり分団員をどう処遇するかっていうのは、私はやっぱりポイントなんじゃないかなと。そこはやっぱりもっとしっかり財源、額も含めてですね、議論すべきことかな。消防団、分団中心だと思うんですが、意見交換なりやりとりをしたということですが、そこにはやっぱり一般団員の声というのが本当に反映されているのかな。申し訳ないんですけども、そういう気が聞いていてなおさるるんですね。全国平均でいくと一般団員は3万925円という数字が出ているようですね。交付税算入額、宮古の場合は定員が多いからということありますけど、3万6,500円が交付税の算入額ということであるようですね。ただ、定員が倍以上なんで負担も大きい、ということがあろうかと思いますが、今回議論したことを、次にですね、これ早くですね。本当に団員を確保することを目指すっていうのであれば、幹部団員よりもやっぱり新に入る若い人たちをどう確保するかっていうことをやっぱり処遇はそこが中心にならざるを得ないんじゃないかなというふうに思うんです。今回のこの処遇改善は何が目的なの、ということをお問われるんですよ。そこはどのように認識していますか。

○副委員長（木村誠君） 三浦消防対策課長。

○消防対策課長（三浦正成君） 今松本委員長が言われたとおりだと思っておりますが、消防団も団員確保のためには一生懸命頑張っております。そのためにいろんな対策を立てまして実行しているわけですけども、1番の団員の入団理由は、勧誘活動ということになっていきますので、幹部たちが一生懸命になって勧誘活動を行っている。この結果ですね、最近の入団状況を見ますと、4年前マイナス24人、3年前マイナス21人、2年前がマイナス9人、昨年はプラス1人ということで、徐々に徐々に、入団状況も改善につながっているということでございますので、入団状況を説明しまして回答にかえさせていただきたいと思っております。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 課長とすればね、そのとおりだと思うんで。なかなか厳しいかなという前提がありながらのお答えかなというふうに思います。本当にざっくばらんにね、本当に若い人たちの意見を聞いてみてください。おそらく私の近くの若い人たちも団員に誘われてもですね、ほとんど興味示さないんですね。やはりこの消防団そのものがね、市民とかけ離れている部分もあると思うんですよ。かつて私はこのような団員確保に関連してちょっと意見申し上げたことあるんですけども、災害が発生してですね、自宅なり住居に裏山から土砂が入って、それを片づけるために消防団員が仕事を休んで片づけやっただんですが、その家の人は仕事だからって会社行っちゃうと。だから、こういうこのギャップが本当私は信じられない思いだったんですね。家の人は仕事だといって、消防団にお世話になっただけで自分は仕事だと言って勤めに行っちゃったんですね。これは全てとは言いませんけれども、これは象徴していることだと思うんですね。ですからそこをどう、市民と消防団をよりですね、近くするためにはどうするか。その理解をどう深めていくかっていうことが、今課題の一つかなというふうに認識しています。

それから、もう1点はですね、竹花委員が先ほど触れたように報道された新聞報道がされてますね。その中

にはですね、団員それぞれにこの年額報酬ですか。これがじかに団員に支払われているかどうか。要は分団経営が大変厳しいことで、大変厳しいと思うんですね。去年はコロナなんかあってですね、初午がやれないということになれば当然地域からのそういった浄財が集まってこない。そうすると運営が厳しい。運営をするためにはですね、一旦それぞれじゃなくて分団単位でその報酬が振り込まれてですね。そして、経費を幾らかでもそこから捻出しているという実態があるというふうにも報道されてるんですけども、宮古市はそういうことはないと思うんですが、そこはどうでしょうか。確認をさせていただきたい。

○副委員長(木村誠君) 三浦消防対策課長。

○消防対策課長(三浦正成君) 消防団員の報酬等費用弁償は、委任状によりまして分団長等の口座に送金されてそこから個人へと渡されております。

○副委員長(木村誠君) 松本委員。

○委員(松本尚美君) そこもですね、分団の運営に資するっていう部分がね、その分団によって運営の仕方が違うと思うんです。ただこれが明らかに大きい負担といいますか、削減カットですね。運営のための経費として充てられて本人に渡らないとすると、額が少なくなるとすればですよ。やはり団員の確保っていうのは難しくなるというのが、実態かなというふうに思われますから、ここは調査をして、そして分団運営に関わるこの経費もやっぱりしっかりとどうするかということを議論していかないと、いずれ地域地域もですね、ある程度こう事業者が多いエリア、あとは世帯数とか多いエリアは、運営費に資する地域からの浄財は比較的好いかなと思いますけども、そうでない地域はなかなかこう運営に関わる経費っていうのを、どう捻出するか。これは、日頃の活動についても経費かかるんですね。だからそこはどうか分析されているかっていうことをまず確認したいです。

○副委員長(木村誠君) 三浦消防対策課長。

○消防対策課長(三浦正成君) ただいま委員長がおっしゃったとおりが実態でございまして、分団の運営経費は屯所等の維持費等は市で持っているわけですが、そのほかの運用経費となりますと、これは地域住民の寄附に頼っているところがございます。なので、それ以上の運営経費となればこれは議論が必要だと考えております。

○副委員長(木村誠君) 松本委員。

○委員(松本尚美君) そうなるとですねかつて、江戸時代かどうか。そこまで遡るとやはり義勇消防っていうことですね。やはりその地域地域がそういった消防組織を支えていくっていう、一つのコミュニティもあったかもしれませんが、どんどん今、希薄化してる。前段申し上げた部分もあるんですけどもそうするとやはりその義勇消防だけではなくてですね、やはり一定程度、全体で理解を市民の理解を得て、その分団運営に関わるですね、そういった経費をどう確保していくかということが私は大きな課題だと思うんです。それをやっぱりしっかりやっていかないと。そこから目を遠ざけていくわけにはいかないんじゃないかな。とすればどこにまた行き着くかっていうと、一つにはこの分団の数の問題なんですね。これくらい広いエリアをどうカバーしていくか。そうするとやはり、世帯数が少ないところであってもですね、これくらい広い面積ですと、やはりそこをどう手当てしていくか。どう確保していくか。消防力を含めてですね。そういったことがやはり課題だと思うんですよ。だからそこをしっかりともう少しこう、広げてですね、今後どうしていくかということをやったり決めていかないといけないんじゃないかな。これ運営の問題ですね。確保の問題、もちろんです。だから場合によってはですね、この分団の統合ということもですね、過去の歴史はしよってそれぞれな

かなか厳しいと思うんです。総論賛成で各論になると、厳しいと思うんです。でもこれを避けて通れないことじゃないのかなと思われまますから、そこはどうか今後対応するお考え、もしあればお聞かせいただきたい。

○副委員長（木村誠君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 今松本委員のおっしゃるとおりで、非常に難しい問題だと思います。今実際消防団のほうでどういう動きがあるかというと、昔と違っているのは道路事情がかなり改善されています。昔は部落と部落が離れて道路が離れているので、それぞれにポンプ車だったり分団の活動拠点が必要になってきましたが、今は道路事情がよくなって、ポンプ車がいち早く昔より早く集まれるということで、分団の中で集積していこうという動きもあります。そういうふうなところも汲み取って、伝統とかそういうものの状況が許せば、統合とかあと縮小とかそういうこともできるかなと思って、各分団の方とは話し合っているところです。実際にそういう動きがあるのも事実です。それは情報収集しながら現場と話し合っ進めていきたいというふうには考えています。

○副委員長（木村誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） ぜひオープンにして、テーブルにのせてですね、そして進むものと進みにくいものは当然あるかと思えます。そこは整備しながらですね。進めるものは、早く進めていかないといけないのではないかと思います。今この消防団の方々っていうのは地方公務員に位置づけされてるんですね。かつての義勇消防といいますが、この無償といいますが。そういった部分とやっぱり変化してきているという部分がありますから、前段言いましたようにやっぱりオール宮古で市民も含めてですね、この消防団の活動どう確保していくか、団員確保含めてですね。そこをやっぱり市民の方々にも理解していただいてそれに資する財源の部分ですね、これをどうするか。やはりそこはやっぱり課題としてあるというふうに思っていますから、ぜひ率先してですね、進めるべきだということを申し上げたいと思います。いいですか。

○副委員長（木村誠君） 芳賀危機管理監。

○危機管理監（芳賀直樹君） 松本委員のおっしゃるとおりで、私も危機管理監になって5年になりますけども、工藤委員のご指摘のあったとおり5年もたつてやっとこの消防団の金額的など条例改正を出せるようになったというのは非常に自分として遅かったなと思っています。非常に各消防団の方には申し訳なく思っています。今回確認したところ、分団団員、班長の実際金額は県の平均とほぼ同等かそれ以上なんですけども、団長の年報酬自体が14の市町村で下から3番目、副団長が下から5番目ということで、この広い面積を持って、どこで災害があっても駆けつけなければいけない団長、副団長に対して、非常に申し訳ない金額しかと宮古市は払ってなかった。支払いをしなかったなということで非常に反省してあげたところです。結果的に竹花委員がおっしゃるとおり、団員の募集といいながら、上層部、幹部の上げ率が高いという条例の改正になってしまったところは、非常に目的に合っていないって言われればそのとおり申し訳ないと思っています。そこに関しては、現場で活躍していただいている分団員の出勤の手当のほうで少しでも工面していきたい。今回、国のほうで変えて交付金のほうの手当てがまたつけばそこを改めて考えて、団員のほうの処遇改善のほうに努めていきたいと思っています。私がついてから5年間この件に対して提出出来なかったことに関しては非常に申し訳なく思っています。

〔松本委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 最後の危機管理監のですね、発言も踏まえて、同僚議員であります加藤議員から資料提

供いただきました。それにつきましては何かと言いますと、消防庁の意向なのですが、実態調査を全国的に行っているということが紹介されておりまして、宮古市もその部分に入るわけなのですが、一つは出勤費は、報酬にする方向だということですね。金額については標準額7,000。ところがこの7,000円を支払うべきところ5,000以下しか払ってないということが圧倒的に多いと。なおかつ支給方法につきましても、委員長が指摘したようにですね、直接個人に支給するってことが少ない。やっぱり分団に払っているというケースも多実態として多いというところから、改善に向けた議論が国のほうが行われております。そこで、消防対策課のほうからも国のほうにも実情も示して要望を上げたということでもありますので、私が委員長の発言を踏まえて発言するのはですね。委員長というかこの総務常任委員会の会議の場を借りての提案であるわけでありましてけれども、委員長に我々も、この消防団員の処遇改善に向けたやっぱり国の対応をですね、しっかり求めるべき意見書をやっぴりこの会期中に議決を上げるようにすべきではないかという提案も交えて、今の危機管理監の決意もしっかり受け止めて、今日はやっぱり国の部分だと思うんで財源確保も含めて、そういったことを考えますので、そこは提案であります。我々総務常任委員会としてこの消防庁へ消防団員の処遇改善に向けた意見書についてですね、上げようということで協議をいただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 今田中委員から、処遇改善に向けた意見書という部分がありましたが、後で総務常任委員会で相談させてください。あとございますか。

○委員長（松本尚美君） 質疑がなければ、これで質疑を終わります。

これから議案第29号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第29号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第29号は原案可決すべきものと決定しました。

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

2月25日の本会議における議案第19号から議案第22号、議案第29号及び議案第31号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

説明員の入れ替えのため暫時休憩します。

午前11時31分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美